

# 大阪府公立学校事務研究会 会則

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は大阪府公立学校事務研究会（略称 府事研）と称する。

(事 務 所)

第 2 条 本会の事務所は会長在任校におく。

(目 的)

第 3 条 本会は府内研究会相互の連携と協力のもと、学校事務の研究と会員の資質向上をはかり、学校事務の確立と学校教育の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ①学校事務の研究に関する事
- ②会員の資質向上に関する事
- ③関係諸機関・団体等との連携に関する事
- ④その他本会の目的達成に必要な事項

## 第 2 章 組 織

(構 成)

第 5 条 本会は大阪府に所在する公立小・中学校及び市立特別支援学校の事務職員で組織された研究会（以下 研究会という）をもって構成する。

## 第 3 章 機 関

(機関の設置)

第 6 条 本会に次の機関をおく。

- ①総会
- ②評議員会
- ③役員会

(機関の成立)

第 7 条 前条の機関の成立は構成員の2分の1以上の出席を必要とする。

2 議事は前項各機関の出席者の過半数で決する。可否同数の場合は議長が決する。ただし、本会会則の改正については別に定める。

(総 会)

第 8 条 総会は本会の最高議決機関で代議員をもって構成する。代議員は研究会ごとに10校につき1名の割合で選出する。端数を生じた場合は切り上げる。

2 総会は毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めるとき及び評議員会の要請があった場合は臨時に開くことができる。

3 議長は代議員の中から2名選出する。

4 総会は次のことを行う。

- ①会則の改正
- ②事業報告の承認、事業計画の審議

- ③決算の承認、予算の審議
- ④役員、会計監査の承認
- ⑤その他必要な事項

(評議員会)

第 9 条 評議員会は総会に次ぐ議決機関で評議員をもって構成する。評議員は研究会ごと 50 校につき 1 名の割合で選出する。端数を生じた場合は切り上げる。

- 2 評議員会は必要に応じて開催する。
- 3 議長は評議員の中から 1 名選出する。
- 4 評議員会は次のことを行う。

- ①総会において付託された事項
- ②顧問の承認
- ③欠員による役員の後任者の選出
- ④臨時総会開催の要請
- ⑤未加入研究会の加入の承認
- ⑥その他本会の運営に必要な事項

(役員会)

第 10 条 役員会は本会の執行機関で役員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。

- 2 役員会は次のことを行う。
- ①総会、評議員会で承認された事項
- ②総会、評議員会に提出する議案の作成
- ③研究会との連絡調整
- ④顧問の推薦
- ⑤その他緊急事項の処理及び事業の全般的な調整

(役員の種類)

第 11 条 本会に次の役員をおく。

- ① 会長 1 名
- ② 副会長 2 名
- ③ 会計 1 名
- ④ 総務部長 1 名
- ⑤ 総務部次長 1 名
- ⑥ 研究部長 1 名
- ⑦ 研修部長 1 名

(役員の仕事)

第 12 条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- ①会長は本会を代表し、会務を統括する
- ②副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは互選によりその職務を代行する
- ③会計は本会の会計事務を分掌する
- ④総務部長は総務部を代表し、会務及び事業を分掌する
- ⑤総務部次長は総務部長を補佐し、総務部長事故あるときはその職務を代行する
- ⑥研究部長は研究部を代表し、事業を統括する

⑦研修部長は研修部を代表し、事業を統括する

(会計監査)

第13条 本会に会計監査を2名おく。

2 会計監査は会計を監査する。

(顧問)

第14条 本会に顧問をおくことができる。

(役員等の選出方法)

第15条 役員等の選出は次の方法による。

①役員及び会計監査については別に定める役員選出規定により選出し、総会の承認を得る

②顧問は役員会が推薦し、評議員会の承認を得る

③代議員は各研究会の選出による

④評議員は各研究会の選出による

⑤欠員による役員の後任者は評議員会で選出する

⑥役員は会計監査、顧問、代議員及び評議員を兼務することはできない

(役員等の任期)

第16条 役員等の任期は定期総会から翌年度の定期総会終了時までの1ヵ年とし、再任を妨げない。ただし、補充された役員等の任期は前任者の残りの期間とする。

(総務部)

第17条 総務部は次の事業を行う。

①本会の事業計画と運営

②会務の運営計画及び関係機関との連絡調整

③本会の事業推進に必要な調査・統計に関すること

④会報の発行、その他広報に関すること

⑤その他本会の活動に必要な事項

2 総務部には総務部会をおき、部長、次長及び部員をもって構成する。

3 総務部の部員については、研究会並びに役員等の推薦により会長が委嘱する。

4 総務部員の任期は総務部長の任期に準ずる。

(研究部)

第18条 研究部は学校事務に関する研究を行う。

2 研究部には研究部会をおき、部長、副部長及び部員をもって構成する。

3 研究部の部員については、研究会並びに役員等の推薦により会長が委嘱する。

4 研究部員の任期は研究部長の任期に準ずる。

(研修部)

第19条 研修部は事務職員の研修の計画と実施に関することを行う。

2 研修部には研修部会をおき、部長、副部長及び部員をもって構成する。

3 研修部の部員については、研究会並びに役員等の推薦により会長が委嘱する。

4 研修部員の任期は研修部長の任期に準ずる。

(研究大会)

第20条 事業の執行を円滑にするために、研究大会を開催する。

2 開催については別に定める規定によるものとする。

(特別委員会)

第21条 事業の執行にあたって、評議員会が必要と認めるときは特別委員会を設置することができる。

2 特別委員会は評議員会から委任された事業を行う。

3 特別委員会の委員については、研究会ならびに役員等の推薦により会長が委嘱する。

## 第4章 会計

(収入)

第22条 本会の経費は、分担金及びその他の収入をもってこれにあてる。

2 分担金は別に定める規定によるものとする。

(会計年度)

第23条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第5章 会則の改正

(会則の改正)

第24条 本会の会則の改正は総会出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

## 第6章 補則

(補則)

第25条 本会の運営に必要あるときはこの会則の定める範囲で細則を定めることができる。この細則は、役員会で立案し、評議員会の承認を得なければならない。

附 則

この会則は1992年(平成4年)8月18日より施行する。

附 則

この会則は1995年(平成7年)4月1日より施行する。

附 則

この会則は2003年(平成15年)5月22日より施行する。

附 則

この会則は2009年(平成21年)5月27日より施行する。

附 則

この会則は2013年(平成25年)4月1日より施行する。

附 則

この会則は2016年(平成28年)4月1日より施行する。

附 則

この会則は2021年(令和3年)6月1日より施行する。

## 分担金に関する規定

- 第 1 条 この規定は、会則第 22 条第 2 項にもとづいて定める。
- 第 2 条 本会への分担金は、加盟研究会の会員の属する学校 1 校につき年額 1000 円とする。
- 第 3 条 この規定の変更は評議員会で行う。
- 第 4 条 ただし特別な事情のある時は、第 2 条の規定の限りではない。
- 第 5 条 この規定は 1992 年（平成 4 年）8 月 18 日より施行する。
- 附 則 この規定は 2021 年（令和 3 年）2 月 1 日より施行する。

## 役員選出規定

- 第 1 条 この規定は、大阪府公立学校事務研究会会則第 15 条第 1 項①にもとづいて定める。
- 第 2 条 この規定は、次期の役員及び会計監査（以下、役員等という）の選出に適用する。
- 第 3 条 前条の役員等を選出するために役員選出委員会（以下、委員会という）を設置する。  
設置の事務は、総務部が行う。
- 第 4 条 委員会は、次の委員により構成する。
- ①委員は、評議員から 5 名を選出する
  - ②現役員等が委員になること、及び委員から役員等の候補者になることはできない
  - ③委員は、改選を行う年の 1 月末日までに選出する
  - ④委員の互選により、委員長を 1 名選出する
- 第 5 条 委員会は、構成員の 2 分の 1 を超える出席で成立し、その過半数で議決され、可否同数の場合は議長が決する。議長は委員長とする。
- 第 6 条 委員会は次の業務を行う。
- ①委員会において役員等の候補者を推薦する
  - ②役員等の候補者を推薦するにあたっては、会員及び役員等の意見を聴取することができる
  - ③委員会は、役員等の候補者の了解を得た後、役員等の候補者の氏名を会員に公表しなければならない
  - ④委員会は、総会において役員等の候補者を公表するに至るまでの経過の報告を行わなければならない
- 第 7 条 委員会は、次期の役員等が総会において承認された後、その任務を終了する。
- 第 8 条 役員等に欠員が生じたときは、役員会が評議員会にはかる。
- 第 9 条 この規定の変更は評議員会で行う。
- 第 10 条 この規定は 1992 年（平成 4 年）8 月 18 日より施行する。
- 附 則 この規定は 1995 年（平成 7 年）4 月 1 日より施行する。
- 附 則 この規定は 2013 年（平成 25 年）4 月 1 日より施行する。
- 附 則 この規定は 2017 年（平成 29 年）1 月 27 日より施行する。

## 大阪府公立学校事務研究大会開催規定

第 1 条（設 定） この規定は、大阪府公立学校事務研究会会則第 2 0 条第 2 項に基づき、研究大会の運営についての基本的な事項を定める。

第 2 条（名 称） 大会の名称は「第○回大阪府公立学校事務研究大会」（以下、大会という）とする。

第 3 条（主 催） 大会の主催は、大阪府公立学校事務研究会（以下、府事研という）とする。

第 4 条（運 営） 大会の運営は大阪府公立学校事務研究大会実行委員会を組織し、その任を担う。

第 5 条（実行委員） 大会の実行委員は、会則第 2 1 条第 3 項により会長が委嘱する。

第 6 条（実行委員長選出） 大会実行委員長は、実行委員会で選出する。

第 7 条（開催の時期及び期日・開催日） 大会の開催時期は秋季とし、期日は 1 日とする。開催日は実行委員会と府事研役員会が協議のうえ決定する。

第 8 条（研究テーマ・サブテーマ） 大会の研究テーマ・サブテーマは、府事研の研究方針、指針、課題に沿って実行委員会で決定する。

第 9 条（研究発表） 研究発表は、次のように設定する。

①総務部・研究部・研修部から研究発表を担当する。

②地区別ローテーションから研究発表を担当する。

③上記の①②のどちらか、もしくは両方の発表を基本とし、その他の発表（加盟市町村研究会、グループ、個人等）があれば研究発表を設定する。

第 1 0 条（参加費） 大会参加費の決定については、実行委員会で行う。

第 1 1 条（経費） 大会の経費は大会参加費をもって運営し、大会実行委員会は大会経費の予算及び決算を行う。

第 1 2 条（補 則） その他大会運営に必要な事項は、実行委員会が決定する。

第 1 3 条（規定の改廃） この規定の改廃は、役員会で立案し、評議員会の承認を得なければならない。

第 1 4 条（施 行） この規定は、2 0 0 5 年（平成 1 7 年）5 月 2 7 日より施行する。

附 則 この規定は 2 0 1 8 年（平成 3 0 年）1 月 3 1 日より施行する。